

南大井在宅サービスセンター(デイサービス)
指定通所介護・品川区介護予防・日常生活支援総合事業による予防通所事業
重要事項説明書

1. サービスの運営方針

「指定通所介護、品川区介護予防・日常生活支援総合事業による予防通所事業

(以下品川区総合事業)は、利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう支援します。

(1) サービス提供にあたっては、指定通所介護及び品川区総合事業の要件に沿って計画的に提供します。

2. サービス提供を行う施設

所在地： 品川区南大井5-19-1
名 称： 社会福祉法人さくら会 南大井在宅サービスセンター
事業所番号： 1370901058
実施地域： 品川区内（東大井 南大井 勝島地域）
電 話： 03-5753-3903

3. サービス提供責任者

氏名：澤井 滋

4. 職員体制

一 管理者 1名

管理者は、当事業所の相談員を兼務するものとし、事業を実施する職員の管理及び事業に関する業務を一元的に行います。

二 指定通所介護（1日あたり）

品川区総合事業

単位1	相談員	1名
	看護職	1名
	介護職	3名
	機能訓練指導員	1名

5. 営業時間

実施日 月曜日～土曜日
実施時間 8：30～17：30
サービス提供時間（9：30～16：00）
休業日 日曜日・年末年始

6. サービス内容

日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「指定通所介護のサービス計画」及び「品川区総合事業のサービス計画」（以下「指定通所介護等の計画」）に沿って、送迎・食事提供・排泄介助入浴介助・機能訓練・生活相談その他必要な支援をいたします。

なお、指定通所介護等の計画は利用者お1人ごとに、利用者及びご家族と相談のうえ、作成いたします。サービス詳細につきましては、指定通所介護等の計画をご確認ください。

7. 指定通所介護/品川区総合事業利用に伴う費用負担

(1) 利用料は、別表のとおりです。

(2) 利用料は介護保険の法定利用料の範囲内で設定した金額です。

なお、「介護報酬」の改訂等により、利用料は変更することがあります。

イ) 指定通所介護、品川区総合事業については一ヶ月単位での「利用料」となります。

ロ) 指定通所介護、品川区総合事業につきましては、サービス提供時間が6時間以上7時間未満の場合です。

(3) 介護保険の対象外のサービスを受けた場合（利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。その際には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき居宅介護支援専門員が説明のうえ利用者の同意を得ることといたします。

(4) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合、施設に介護保険の1日あたりの基準額をお支払いいただき、「サービス提供証明書」をお受け取り下さい。後日、「サービス提供証明書」を品川区の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しができます。

8. 利用料等の支払い方法

介護保険制度に基づき利用されたサービス費用のうち、ご利用者の所得額に応じた割合および利用に応じて要した費用の実費は、利用者の皆様に負担していただきます。

利用料については、指定の金融機関の口座から、自動引き落としとさせていただきます。つきましては、別紙の「預金口座振替依頼書」に署名し、通帳と同じ届け印を捺印のうえ提出いただくようよろしくお願いいたします。

「利用料請求書」は、サービスをご利用になられた翌月の20日前後に郵送にてお届けし、26日頃に口座からの引き落としをさせていただきます。

9. キャンセル料

①送迎

ご利用者の都合でサービス利用を中止する場合には、原則、利用日の前日15:00までにご連絡ください。連絡先：03-5753-3903

時 期	キャンセル料(要介護のみ)
送迎車出発前までに連絡あり	無 料
送迎車出発前までに連絡なし	利用者負担の50% ※

※ただし、利用者の急病、ご家庭での緊急事態等の場合はその旨お申し出ください。

②食事代

利用日の前日15:00までにご連絡があった場合は食事代(700円)・おやつ代(100円)頂きません。

但し、前日17:00以降の連絡となった場合には、食事代(おやつ含む)をご負担いただきます。

10. 第三者評価実施 無し

1 1. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより（別紙契約書に明記した緊急連絡先）、主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

1 2. 苦情処理について

目的

社会福祉法人さくら会は、経営する事業所が提供する福祉サービスについて、ご利用者が法人の福祉サービスを適切に利用できるように支援する。また、密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、法人事業への信頼性の確保、法人事業の適正化の確保を図ります。

実施体制

(ア)苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、常務理事を苦情解決責任者として法人全体で共同設置します。

(イ)苦情受付担当者

ご利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるために設置する。

- ① 法人は、本部および事業所の施設長または所長(管理者)を苦情受付責任者として任命します。

(ウ) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置します。

1 3. サービスに対する相談・要望・苦情等の窓口

当センターの窓口：堀井 美幸 森田 笑加 田村 幸恵

連絡先：03-5753-3903

その他の窓口：

品川区介護保険の相談窓口 連絡先：03-5742-6728

東京都国民健康保険団体連合会 連絡先：03-5326-0878

以上

(氏名) _____ 印 (続柄 _____)